

基本目標 **1**

子どもの権利を守るための支援

**基本施策1** 子どもの自主的な活動と自立への支援

- ① 子どもの居場所づくり
- ② 子どもの人権相談ネットワークの設置
- ③ 自主的な学習・活動の場の整備

**基本施策2** 子どもの権利条約の普及・啓発

- ① 子ども自身が学習するための支援
- ② 子どもに関わる大人の人権意識の向上

## 1. 子どもの権利を守るための支援

子どもには生まれてきた時にすでにもっている「権利」があります。その権利を守るため、「子どもの権利条約」が定められ、日本でも平成6年にこの条約が批准されました。この条約では「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4つの子どもの権利を守ることが定められています。

そして「子どもにとって一番いいことは何か?ということを考えなければならない」と唱っています。

子どもたちが、人としての尊厳と権利が守られながら豊かな愛情をもって育てられ、一人ひとりの子どもたちが健やかな成長を保障されるために、子どもの権利条約の精神に学ばなければなりません。子どもの人権が尊重され、子どもと大人がともに楽しみ学びあいながら心豊かな地域社会を築いていけるよう、大人にも子どもたちにもこの条約の普及・啓発を進める必要があります。

### 1-1 子どもの自主的な活動と自立への支援

子どもの豊かな人間性や社会性は、様々な活動への参加や他者との関わりを通して育まれていきます。将来の社会的自立につながるためにも、年少期から社会性を醸成していくことが必要です。子どもの参加がさらに図られるような魅力ある自然体験活動や生活体験活動、地域活動、ボランティア活動等を積極的に推進するとともに、従来の参加型だけでなく、青少年が主体的に企画や運営に参画していく場を提供し、支援していく必要があります。青少年団体をはじめとする社会教育団体は、それぞれの自主的な活動により、青少年の健全な育成を推進するものが少なくありません。青少年が集団の中で自己を確立し、他者との連帯や協調する心を身につけていくうえで、社会教育団体の活動が果たす役割は大きなものがあります。社会教育団体の活動がさらに活性化するように支援していく必要があります。

#### 具体的な施策

##### ① 子どもの居場所づくり

子どもの健やかな成長と安心して子育てできる地域社会を実現するために、子どもに関する諸団体及び市民と連携・交流し、子どもの遊びと文化や子育て支援に関する事業及び研究などを行い、子どもたちの文化芸術への参加、社会参画の機会を拡げ、子どもの自立と自律を図る必要があります。

各種専門機関や地域の人たちの協力を得ながら、児童館、公民館等を活用し、不登校やひきこもり、非行等により、地域の中で孤立しがちな子どもたちが出かけられる場や集える場をつくりま



	事業名	事業内容	所管課
1	地域の主体的な施設整備への支援と活用	地域で取り組みを支援するとともに、活用について協議、検討する。	総合政策室 市民参画課
2	児童館（児童センター）事業の実施	子どもに健全な遊びの場を提供する。スポーツ、文化、レクリエーション等の多彩なプログラムを展開し、子どもに豊かな生活を提供できるよう事業内容の充実を図る。プログラムの設定に当たっては、子どもの参画を検討する。	子ども家庭課
3	不登校児童生徒適応指導教室の開催	学校に行きたくても行けない、教室での学習に参加できない中学生を対象に、自立や学習の援助・相談活動を通して、学校・教室への復帰を支援する。	学校教育課

## ② 子どもの人権相談ネットワークの設置

21世紀を担う子どもたちが、生き生きと子どもの時代を過ごしなが、誰もが一生を幸福に暮らすことが基本的な権利として認識されていく社会を築くことが何よりも大切なことです。それには、子どもも社会の一員として、また、大人のパートナーとしての役割を果たすことが重要です。しかし、現実には子どもの虐待やいじめ・いやがらせによる人権侵害がおこっており、大きな問題となっています。そこで、子どもの人権や生命を守るために、地域社会全体が一体となって子どもの保護・救済に向けた取り組みを行うため、児童相談所、児童福祉施設、民間団体等と相互に連携を図ります。

	事業名	事業内容	所管課
4	相談窓口の設置	家庭児童相談室を相談窓口として、子どもに関わる相談を受ける。	子ども家庭課
5	相談機関等の子どもへの周知（パンフレット等の作成）	民間団体を含めた子どもに関わる各種相談窓口のパンフレット等を作成し、学校等で配布する。	〃
6	関係機関・団体等との連携	児童相談所、児童福祉施設、民間団体等と連携し、人権侵害を受けている子どもの救済を図る。	〃

## ③ 自主的な学習・活動の場の整備

子どもたちが主体的に活動できる場として整備した児童館、児童センター、放課後児童クラブの充実を図るとともに、小学校での「放課後子ども教室」の設置に向け、関係機関と調整を図ります。

	事業名	事業内容	所管課
2	児童館（児童センター）事業の実施	子どもに健全な遊びの場を提供する。スポーツ、文化、レクリエーション等の多彩なプログラムを展開し、子どもに豊かな生活を提供できるよう事業内容の充実を図る。プログラムの設定に当たっては、子どもの参画を検討する。	子ども家庭課
7	放課後子ども教室推進事業の実施	全ての小学校区で放課後等子どもたちが安全で健やかな活動場所を確保し、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ、文化活動、体験学習等を実施し交流することで、コミュニケーション能力の向上や豊かな心の育成を図るとともに、地域への愛着を育む。	生涯学習課

## 1-2 子どもの権利条約の普及・啓発

子どもは、誕生した瞬間から、家族の大切な一人であると同時に、社会にとっても次代を担うかけがえのない存在となります。

子どもは、親をはじめとした大人の保護のもとで成長しますが、一人の人間として大人と同じ人格を持つ存在として、その人権が尊重されなければなりません。

次代を担う全ての子どもの権利が擁護され、意見が尊重される環境づくりのため、人権学習等を通じて啓発に努めるなど、子どもの権利を大切にする取り組みを充実します。

### 具体的な施策

#### ① 子ども自身が学習するための支援

子どもの権利条約の普及・啓発のため、子どもたち自身が子どもの権利条約を学び、理解できるよう、発達段階に応じた周知や啓発を行います。

	事業名	事業内容	所管課
8	人権・同和保育の推進	全ての子ども一人ひとりの健全な成長と発達を図り、差別を許さない心・差別に負けない力・差別をなくする力を育てる保育を実施する。	子ども家庭課
9	学校活動等での啓発	学校、児童館等で子どもの権利条約についての啓発を行う。	学校教育課 子ども家庭課

#### ② 子どもに関わる大人の人権意識の向上

子どもの生きる権利と子どもの最善の利益を考慮するという視点を踏まえ、子どもの権利条約の理念や精神をもとに、条約の内容が具体的に理解されるよう、幅広く啓発活動を推進します。

	事業名	事業内容	所管課
8	人権・同和保育の推進	全ての子ども一人ひとりの健全な成長と発達を図り、差別を許さない心・差別に負けない力・差別をなくする力を育てる保育を実施する。	子ども家庭課
10	中学校区同和教育研究会	市内4中学校区毎に、それぞれ就学前教育部会・小中学校部会・社会教育部会の3部会に分かれ、部落問題をはじめとするあらゆる人権問題に対する正しい認識を広げるための実践活動を行う。	学校教育課
11	人権・同和教育の推進	保育所、幼稚園の保護者会、小・中学校PTAが中心となり大人の人権・同和教育を推進する。	子ども家庭課

## 子どもの権利条約

### 生きる権利

- ・病気などで命を奪われないこと
- ・病気やけがをしたら治療を受けられることなど

### 育つ権利

- ・教育を受け、休んだり遊んだりできること
- ・考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができることなど

### 守られる権利

- ・あらゆる種類の虐待や搾取などから守られること
- ・障がいのある子どもや少数民族の子どもなどは特別に守られることなど

### 参加する権利

- ・自由に意見を言えること
- ・集まってグループを作ったり自由な活動を行ったりできることなど